

生駒市規則第 7 号

生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「、同条第 5 項の市長が規則で定める職員の区分、市長が規則で定める割合並びに市長が規則で定める額」を削り、「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給）

第 9 条の 2 条例第 1 2 条の 2 第 1 項の規定により準用する給与条例第 1 6 条第 1 項の市長が規則で定める日その他勤勉手当の支給及び一時差止処分に関する
ことについては、一般職常勤職員の例による。この場合において、給料等の支給に関する規則（昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号。以下「給与規則」という。）第 1 6 条第 2 項第 9 号中「条例第 9 条の規定により給与を減額された期間」とあるのは、「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月生駒市条例第 2 2 号）第 7 条の規定により給与を減額された期間（生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 1 3 号）第 1 3 条第 2 項の規定により与えられた無給の休暇の期間を除く。）」と読み替えるものとする。

第 1 3 条第 1 項中「、同条第 5 項の市長が規則で定める職員の区分、市長が規則で定める割合、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員並びに市長

が規則で定める額」及び「（給与条例第１５条の３第２項に規定する一時差止処分をいう。）」を削り、同条第３項を削り、同条第４項第１号中「１月」を「基準日（給与条例第１５条第１項に規定する「基準日」をいう。次号において同じ。）の時点において定められている１月」に、「平均勤務日数に小数点第１位以下の端数を生じたときは、これを四捨五入した」を「その日数に１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た」に改め、同項第２号中「１月」を「基準日の時点において定められている１月」に、「平均勤務時間数に小数点第１位以下の端数を生じたときは、これを四捨五入した時間数」を「その時間数に１時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数」に改め、同項を同条第３項とし、同条の次に次の１条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第１３条の２ 条例第２１条の２の規定により準用する給与条例第１６条第１項の市長が規則で定める日その他勤勉手当の支給及び一時差止処分に関することについては、一般職常勤職員の例による。この場合において、給与規則第１６条第２項第９号中「条例第９条の規定により給与を減額された期間」とあるのは、「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１６条の規定により給与を減額された期間（生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第１３条第２項の規定により与えられた無給の休暇の期間を除く。）」と読み替えるものとする。

２ 条例第２１条の２の規定により読み替えて適用する給与条例第１６条第３項の規則で定める算出方法は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める算出方法とする。

（１） 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 基準日（給与条例第１６条第１項に規定する「基準日」をいう。次号において同じ。）の時点において定められている１月当たりの平均勤務日数（その日数に

1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数) に日額を乗じて算出する。

(2) 時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員 基準日の時点において定められている 1 月当たりの平均勤務時間数 (その時間数に 1 時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数) に時間額を乗じて算出する。

第 16 条第 1 項中「この条」を「第 2 項及び第 3 項」に改め、同条第 3 項中「給料等の支給に関する規則 (昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号)」を「給与規則」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員が月の途中で採用され、退職し、又は休職したとき等の当該月の通勤に係る費用弁償の額は、市長が別に定める基準によるものとする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(令和 6 年 6 月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の特例)

2 令和 6 年 6 月に支給する勤勉手当に限り、会計年度任用職員 (この規則の施行の日 (以下「施行日」という。)の前日において、期末手当の支給要件を満たしていた者に限る。)に係る令和 5 年 12 月 2 日以後施行日の前日までの引き続いた当該職員としての勤務期間については、給与規則第 16 条に規定する勤務期間に通算するものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。